	日号外	ページ
一九二一九三　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示	六145	九二
一九四―二〇〇　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示	六145	九三
二〇〇一―二〇〇三　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示	六145	一〇〇
二〇〇四　寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件の一部を改正する件	二四	二
二〇〇五　国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件	二八	二
二〇〇六　登録免許税法別表第三の十九の二の項の規定に基づき、自己のために受ける登記等につき登録免許税を課さない独立行政法人等を指定する件の一部を改正する件	二八164	七六
二〇〇七　外国為替及び外国貿易法第十六条第一項又は第三項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない支払等を指定する件の一部を改正する件	二八特13	五
二〇〇八　外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない資本取引を指定する件の一部を改正する件	二八特13	五
二〇〇九　関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成二十九年度の初日から平成二十九年六月三十日までの輸入数量を告示する件	三一	六
二〇一〇　平成二十九年度の初日から平成二十九年六月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を告示する件	三一	六
二〇一一　平成二十九年度の初日から平成二十九年六月三十日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示する件	三一	七
二〇一二　平成二十九年度の初日から平成二十九年六月三十日までの生鮮等牛肉（オーストラリア原産品に限る。）及び冷凍牛肉（オーストラリア原産品に限る。）の各輸入数量を告示する件	三一	七
二〇一三　平成二十九年度における冷凍牛肉に係る関税の緊急措置の発動日を告示する件	三一	七
○財務省、農林水産省		
一三　株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件	二〇	五
一四　農業競争力強化支援法第二十五条第一項の農林水産大臣及び財務大臣が指定する資金を定める件	二八164	七六
○財務省、農林水産省、経済産業省		
六　株式会社日本政策金融公庫法第十七条第二項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する件	一二	二
七　農業競争力強化支援法第二十六条第一項第一号及び第二号の農林水産大臣、経済産業大臣及び財務大臣が指定する資金を定める件	二八164	七六
○財務省、経済産業省		
二　株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものの一部を改正する告示	二四158	四
三　〃	三一166	一三五
○文部科学省		
九三　平成三十年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間における小学校学習指導要領の特例を定める件	七146	四七
九四　平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間における中学校学習指導要領の特例を定める件	七146	五〇
九五　専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程第三条の規定により職業実践専門課程としての認定を取り消した件	一二	三
九六　平成二十九年度高等学校卒業程度認定試験の施行期日等を定める件の一部を変更する件	一二	三
九七　平成二十九年度における学芸員の資格認定を実施する件	二五	二
九八　強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件	二六162	二
九九　所得税法施行令第二十八条第一項の団体を指定する件の一部を改正する件	二七	四
一〇〇　専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程の一部を改正する告示	二八	二
一〇一　文化財を重要文化財に指定する件	三一166	一三五